

平成28年1月15日

重要有形民俗文化財の指定等について

文化審議会（会長 宮田 亮平）は、1月15日（金）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、重要有形民俗文化財として1件、重要無形民俗文化財として6件を指定すること及び登録有形民俗文化財として6件を登録することについて文部科学大臣に、また、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として5件を選択することについて文化庁長官に、別紙のとおりそれぞれ答申しましたのでお知らせします。

<担当>文化庁文化財部伝統文化課

伝統文化課長	大谷 圭介	（内線2859）
文化財管理指導官	<small>みついし</small> 光石 恭典	（内線2414）
振興係長	栗田 直人	（内線3104）
主任文化財調査官（民俗文化財部門）	小林 稔	（内線2868）
主任文化財調査官（芸能部門）	宮田 繁幸	（内線2866）

電話：03-5253-4111（代表）
03-6734-3104（直通）

1. 答申内容

(1) 重要有形民俗文化財の指定 (1件)

名称及び員数	所有者	所有者の住所
はんた <small>すじょうぞうようぐ</small> 半田の酢醸造用具 323点	半田市	愛知県半田市

(2) 重要無形民俗文化財の指定 (6件)

名称	所在地	保護団体
おおつまつり <small>ひきやまぎょうじ</small> 大津祭の曳山行事	滋賀県大津市	大津祭保存会
しんぐう <small>はやたまさい おとうまつ</small> 新宮の速玉祭・御燈祭り	和歌山県新宮市	熊野速玉大社祭事保存会
さいだいじ <small>えよう</small> 西大寺の会陽	岡山県岡山市	西大寺会陽奉賛会
ぶぜんかぐら 豊前神楽	福岡県豊前地域, 大分県 中津市, 宇佐市	福岡県豊前神楽保存連合 会, 大分県豊前神楽保存連 合会
ごとうかぐら 五島神楽	長崎県五島市, 新上五島 町, 佐世保市	五島神楽連合会
たねがしまほうまんじんじや <small>おたう えまつり</small> 種子島宝満神社の御田植祭	くまげぐんみなみたねちよう 鹿児島県熊毛郡南種子町	宝満神社赤米お田植え祭り 保存会

(3) 登録有形民俗文化財の登録（6件）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
<small>あげお つみた はたさくようぐ</small> 上尾の摘田・畑作用具 521点	上尾市	埼玉県上尾市
<small>ぎふちようちん せいさくようぐ せいひん</small> 岐阜提灯の製作用具及び製品 1,004点	岐阜市	岐阜県岐阜市
<small>みの とうじきせいさんようぐ せいひん</small> 美濃の陶磁器生産用具及び製品 3,833点	瑞浪市	岐阜県瑞浪市
<small>しまはんとう せいさんようぐ かんれんしりょう</small> 志摩半島の生産用具及び関連資料 3,828点	志摩市	三重県志摩市
<small>たんごはんとう ぎょうようぐ</small> 丹後半島の漁撈用具 888点	京都府	京都府京都市
<small>さぬきろくじょう すいしゃ かんれんようぐ</small> 讃岐六条の水車及び関連用具 1件, 348点	平田恵美	神奈川県鎌倉市

(4) 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択（5件）

名称	所在地	保護団体
<small>くにいりやま</small> 六合入山のネドフミとスゲ <small>さいく ぎじゅつ</small> 細工の技術	<small>あがつまぐんなかのじょうまち</small> 群馬県吾妻郡中之条町	ねどふみの里保存会
<small>いびがわ やなか ぎじゅつ</small> 揖斐川の築掛け技術	<small>いびぐんいびがわちょう</small> 岐阜県揖斐郡揖斐川町	揖斐川町築掛け保存会
<small>こうほうじねりくよう</small> 弘法寺脚供養	岡山県瀬戸内市	弘法寺脚供養保存会
<small>こくらぎおんだいこ</small> 小倉祇園太鼓	福岡県北九州市	小倉祇園太鼓保存振興会
<small>ながす はつほんぎょうじ</small> 長洲の初盆行事	大分県宇佐市	長洲地区区長会

詳しくは、別添の資料「解説」、「参考」を御覧ください。

I. 解説

【重要有形民俗文化財の指定】

1. ^{はんだ}半田の^{すじょうぞうようぐ}酢醸造用具

- (1) 所有者 半田市（半田市立博物館保管）
- (2) 所有者の住所 愛知県半田市
- (3) 員数 323点
- (4) 文化財の概要

①文化財の特色

本件は、日本人の食生活と関わりの深い調味料である酢の醸造用具であり、その代表的な産地における体系的な収集として注目される。全国的に知られるミツカン酢の製造元で、当地で^{かすず}粕酢づくりを創始した^{なかのけ}中埜家（現在の株式会社 Mizkan Holdings）が使用したものである。酢の醸造工程にそって各種の用具が揃っており、粕酢醸造の実態を伝える資料群となっている。我が国における酢の醸造技術を理解する上で貴重であり、また、知多半島の酒造業を背景に発達した半田の産業の地域的特色も示しており、^{せいす}製酢業の変遷を考える上でも重要である。

②文化財の説明

本件は、愛知県半田市で近世以来、製酢業を営んできた中埜家が使用していた酢の醸造用具である。知多半島は、古くから酒造業が盛んであり、文化年間に、初代^{またざえもん}又左衛門が酒造の副産物である^{さけかす}酒粕を利用して粕酢の生産に成功し、江戸における^{すし}鮨の^{りゅうこう}流行と呼応して製酢業を発展させた。この中埜家の醸造用具一式が昭和59年に半田市に寄贈され、それらを分類・整理したのが本資料である。

酢の醸造は、明治時代に汽缶が導入され、昭和30年代には機械化が進むが、本資料は、それ以前の伝統的な粕酢醸造の工程である原料処理、フナ場、ワカシ場、^{しこみ}仕込、^{ろか}貯蔵、^{つめくち}濾過、詰口という7段階の各工程で使用された一連の用具から構成される。その他に、販売用の看板、仕事着、信仰用具が含まれている。

【重要無形民俗文化財の指定】

1. 大津祭の曳山行事

- (1) 文化財の所在地 滋賀県大津市
(2) 保護団体 大津祭保存会
(3) 公開期日 10月第2月曜日の土・日曜日
(4) 文化財の概要

①文化財の特色

本件は、古くより交通の要衝の地であった近江大津において、大津祭として伝承されてきた曳山行事である。巡行の合間では、それぞれの曳山上でからくり人形の操作や粽撒きなどがあって大いに賑わう。また、曳山は3輪形式を備え古態を留めるとともに、京都祇園祭に比肩する懸装品をもって装飾されており、豪華絢爛な様相を今に伝える。大津祭の曳山行事は、京都の影響を受けつつも、独自の祭礼文化を形成してきたもので、近世の都市祭礼の性格をよく残しており、我が国の山・鉦・屋台行事の伝播の在り方や変遷を理解する上で重要である。

②文化財の説明

本件は、滋賀県大津市にある天孫神社の例祭で行われる曳山行事で、からくり人形を載せた曳山13基が曳き出され、町内を巡行する。

祭りの初日は宵宮といって、各町内の会所で宵宮飾りが披露され、深夜に及ぶまで、付設した曳山上で囃子を奏し続ける。

翌日は本祭で、各町内から出た13基の曳山がいったん神社に集結し、籤改めと称し、巡行の順番を確認する儀式が行われたのち、次々と市街地へと出発していく。巡行の途次では、所望といって、30か所ほどある所定の場所で、曳山ごとからくり人形の操作や粽撒きなどを行い、これをその都度繰り返していく。こうして、夕方には終着点に至ると、曳き別れと称し、各町内へと戻っていく。

2. 新宮の速玉祭・御燈祭り

- (1) 文化財の所在地 和歌山県新宮市
(2) 保護団体 熊野速玉大社祭事保存会
(3) 公開期日 10月15日～16日(速玉祭),
2月6日～7日(御燈祭り)

(4) 文化財の概要

①文化財の特色

本件は、熊野三山の1つ、熊野速玉大社を中心にして地域をあげて行われる祭礼行事である。大社の祭事は、新宮本願・神倉本願といて、二者一体の信仰体制を備えていたことから多様な祭りが併存しており、前者の代表的な祭礼が速玉祭で、後者が御燈祭りに当たる。新宮の速玉祭・御燈祭りは、いずれも自然崇拝的な性格が強く認められるとともに、神々の事蹟を辿る他に類例のない大規模祭礼であり、我が国の民間信仰や祭礼行事の在り方を理解する上で重要である。

②文化財の説明

本件は、和歌山県新宮市にある熊野速玉大社を中心とする大規模祭礼である。速玉祭は、初日に神馬の渡御があり、神霊を神馬に戴き、大社や御旅所などを巡る。そして翌日には神輿の渡御と御船祭りがある。「一つもの」と呼ぶ人形を載せた神馬を先頭に、神輿が出発し町内を巡ったあと、神霊は神輿から船に遷され川を遡上し、御船島へと向かう。御船島では小船による早舟競争が行われ、終わると神霊は陸にあがって御旅所へと入り、所定の儀式があつて還御となる。

御燈祭りは、神倉山の山上に上がり子と称する参拝者が群れ集うなか、御神火が起こされ、火は大松明に移される。大松明はいったん下山し再び上がると、人びとはその火を一斉に分かち始める。やがて辺り一面は火の海のようになるが、頃合いを見計らって山門が開けられると、上がり子たちは一気に山を駆け下りていく。翌日は、御礼参りの日で、神倉山の麓で大護摩供や火渡り、餅撒きなどがある。

3. 西大寺の会陽

- (1) 文化財の所在地 岡山県岡山市
- (2) 保護団体 西大寺会陽奉賛会
- (3) 公開期日 2月第3土曜日
- (4) 文化財の概要

①文化財の特色

仏教法会である修正会に由来し、また、修正会に伴って行われる民俗行事は各地に伝承されるが、会陽と呼ばれ、裸の男性たちが宝木を奪い合う年頭の裸祭りは、岡山県下と香川県の一部の地域に伝承されてきたもので、地域的特色が顕著である。会陽は、岡山市内を中心にかつては100か所以上の地域で行われていたが、今日ではその多くが廃絶している。そうした中で、西大寺の会陽は、伝承状況も良好で、行事の規模も大きく、宝木の取扱いに関する儀礼も守られており、会陽の典型例として貴重である。我が国の民間信仰を考える上で、また、修正会に関する民俗行事の地域差や変遷を理解する上で重要である。

②文化財の説明

本件は、岡山県岡山市東区にある西大寺に伝承される年頭の裸祭りで、修正会の最終日に当たる結願の日に、数千人に及ぶまわし姿の男性たちが福を求めて本堂に参集し、宝木と呼ばれる木製の護符を奪い合う。

会陽の当日は、参加する男性たちが西大寺境内の垢離取場で身を清め、地押しと称して境内を練った後、本堂に参集する。その数は数千人に及び、本堂の大床の上で、本押しと称してもみ合いをする。午後10時になると、本堂内陣の御福窓から西大寺住職が2本の宝木をその年の恵方に向けて投下し、それをめぐって激しい争奪戦が繰り広げられる。宝木を取った者は、西大寺近くに設けられた仮受所に向かい、白米を盛った一升杵に宝木を突き立て、取った宝木の検分が無事に終わると福男となる。その後、宝木は祝主が貰い受ける。

4. ぶぜんかぐら 豊前神楽

- (1) 文化財の所在地 福岡県豊前地域, 大分県中津市及び宇佐市
- (2) 保護団体 福岡県豊前神楽保存連合会, 大分県豊前神楽保存連合会
- (3) 公開期日 9月上旬～翌年5月
- (4) 文化財の概要

①文化財の特色

本件は、福岡県, 大分県にまたがる旧豊前国^{ぶぜんのかくに}地域に広く分布する神楽である。鬼役の「駮仙^{みさき}（御先^{みさき}, 御前^{みさき}などともいう。）」が登場する演目が多く、釜や高い登り柱^{ゆぼこ}（齋鉢^{ゆたてかぐら}）を設置した湯立神楽の内容などに修験道^{しゅげんどう}からの影響もうかがわれ、地域的特色や芸能の変遷の過程を示し重要である。

②文化財の説明

本件は、旧豊前国地域において江戸時代まで神職によって伝承された神楽であり、明治時代以降は民間の神楽講社によって舞い継がれ、各地域の神社に奉納されている。天岩戸開き^{あまのいわとびら}などの記紀神話を題材とした演目を含むとともに、鬼役の「駮仙」が登場する演目が多く、本件の特徴の一つとなっている。また神社拝殿を舞台として舞うだけでなく、境内に高い竹柱である齋鉢を設置してこれに駮仙鬼^{みさきおに}が登る湯立神楽など、大がかりな演目も伝承されている。上演形態にも特徴がみられ、当日祈願者がそれぞれ希望する演目ごとに奉納料を支払い、その演目が順次舞われるという奉納神楽のかたちを有している。

本件は、駮仙鬼が登場する演目が多数存在する点において、鬼役が主要な役割をはたす近隣の中国、九州地域の神楽との関連をうかがわせるほか、神楽講社が巡演する各神社の拝殿が楽屋を併設するなど、神楽舞台としての用途を意識した建築となっている点にも地域的特色が認められる。また、高足^{たかあし}の五徳^{ごとく}に釜を据えて湯による祓^{はら}いを行うだけでなく、柱など高所へ登る行為や、火渡り^{ひわた}りといった修験道と共通する構成内容を含む湯立神楽の内容などにも特徴が見られる。なお、所在地が複数の県にまたがる民俗芸能の指定は、本件が初めてとなる。

5. 五島神楽

- (1) 文化財の所在地 長崎県五島市, 新上五島町, 佐世保市
(2) 保護団体 五島神楽連合会
(3) 公開期日 各神社祭礼日
(4) 文化財の概要

①文化財の特色

本件は、神職が中心となって伝承する神楽で、一間四方の舞座を廻っては廻り返す所作を基本とし舞うものである。各種の採物舞に加え、獅子や古風な巫女舞、更に他に類例をみない演目など、豊富で特色ある内容を有している。また、西日本の諸神楽との関連をうかがわせるとともに、五島神楽独自の展開を示す演目も伝え、地域的特色や芸能の変遷の過程を示し重要である。

②文化財の説明

本件は、長崎県の五島列島各地で神職を中心に伝承されてきた神楽で、各地の神社祭礼の折などに演じられている。伝承演目の多くは直面の採物舞で、太鼓や笛、時には手平鉦の演奏にのせ、一間四方の中を廻っては廻り返す所作を基本とし舞うものである。

「市舞」や「伊智舞」などの名称で伝わる演目は、一人又は二人の巫女が、舞座を廻っては廻り返す所作を繰り返す古風な巫女舞である。「入鹿高松」は、イルカが群れて遊泳する様を舞うもので、他に類例のない演目である。また、神がかりを伝える「将軍舞」や、古風な問答を残す「山下舞」などは、西日本の諸神楽との関連をうかがわせるとともに、五島神楽独自の展開を示している。このように、五島神楽には豊富で特色ある演目が伝わっている。

また、舞手を補佐する合立という役があることも本件の特色である。舞の中程、舞座に出て、剣や長刀などの採物を、舞手に渡す役割を担う。

たねがしまほうまんじんじゃ おたうえまつり 6. 種子島宝満神社の御田植祭

- (1) 文化財の所在地 鹿児島県熊毛郡南種子町
- (2) 保護団体 宝満神社赤米お田植え祭り保存会
- (3) 公開期日 4月3日
- (4) 文化財の概要

①文化財の特色

本件は、神社に付随した神田^{しんでん}で氏子たちが儀礼的な田植を行って豊作を祈願する御田植祭である。

御田植祭は、全国に広く伝承されており、本件はその典型的な事例であるとともに、その最も南に伝承される事例である。

多くの御田植祭が社殿での祈禱^{きとう}で授かった苗を神田に植えるのに対し、本件は神田に隣接した自然の小高い山での祈禱^{きとう}で授かった苗を植えており、我が国の農耕行事の古い姿がうかがわれる。

また、赤米^{あかごめ}という独特の米を儀礼的に用いることや田植後に舟田^{ふなだ}で御田植舞^{おたうえまい}が奉納されることなど、地域的特色も豊かであり、我が国の稲作に関わる農耕行事の変遷や意義を理解する上で重要である。

②文化財の説明

本件は、鹿児島県熊毛郡南種子町^{くきな}茎永に鎮座する宝満神社で行われる行事で、赤米^{あかごめ}、御稲などと呼ばれる赤みを帯びた米の苗を神田に植えて豊作を祈願する農耕行事である。

神田に隣接した御田^{おた}の森^{もり}と呼ばれる小高い山で赤米の苗などを供えての祈禱があり、苗が授けられる。

次いでオセマチと呼ばれる神田での田植となり、田植歌と太鼓に合わせて男性のみによって厳かに行われる。

田植が終わると、神田に隣接した舟田と呼ばれる三角形の田で、氏子の中の夫婦一組が両手に赤米の苗をもって御田植舞を奉納した後、手にした苗を舟田に植える。

最後に直会^{なおらい}があり、前年に収穫された赤米の握り飯などが供される。直会で供されたものを食べると、1年間無病息災に過ごすことができるとされる。

【登録有形民俗文化財の登録】

1. ^{あげお}上尾の^{つみた}摘田・^{はたさくようぐ}畑作用具

- (1) 所有者 上尾市（上尾市文化財資料室保管）
- (2) 所有者の住所 埼玉県上尾市
- (3) 員数 521点（摘田用具 309点，畑作用具 212点）
- (4) 文化財の概要

①文化財の特色

日本の稲作は、田植による植田が栽培法としてよく知られているが、明治時代までは^{じかまき}直播栽培も広く行われており、摘田も日本在来の稲作栽培法と考えられている。ただし、水田開発や農業技術の進歩によって既に消滅している。そうした中で、比較的遅くまで摘田が行われていた上尾市域では、用具の残存度が高く、農業の基盤であった畑作の用具とともにまとまって収集されている。関東平野の中央部に位置する大宮台地で行われてきた農業経営の実態、特に畑作地域における稲作の地域的な様相を知ることができ、我が国における農耕文化の変遷を考える上で注目される。

②文化財の説明

本件は、埼玉県上尾市域において、稲の直播栽培である摘田と、麦やサツマイモなどの畑作に使用された農耕用具を収集したものである。市域では、農業は水はけの良い土壌の特性をいかした畑作を基本とし、稲作は用排水路の設置が困難な地理的制約から台地の^{やちぶ}谷地部にある低湿地帯で行われてきた。そのため、苗代で育てた稲を田に移植する植田は適さず、昭和40年代まで摘田であった。

摘田用具は、田づくりを始め、^{はしゆ}播種、^{じょそう}除草、^{せひ}施肥、収穫、選別調整などの各工程に使われた用具から構成される。畑作用具は、麦作に使われた用具が中心で、^{こうき}耕起から選別調整までの一連の用具が収集されている。

2. 岐阜提灯の製作用具及び製品

- (1) 所有者 岐阜市（岐阜市歴史博物館管理）
(2) 所有者の住所 岐阜県岐阜市
(3) 員数 1, 004点（製作用具 951点，製品 53点）
(4) 文化財の概要

①文化財の特色

本件は、岐阜県岐阜市で製作される岐阜提灯の製作用具とその製品の収集である。この地域の地場産業の様相をよく示すとともに、製作の実態や製品の形態を理解する上で貴重である。特に、近代以降の関連資料からは、工芸品として生産の復興に当たった動向が読み取れ、現在に至った経緯がよくわかる。また、単に提灯という灯火用具としての側面だけでなく、風物としての諸祭事や儀礼との関係や、ものとしての意匠性などもよく示しており、我が国の民俗技術はもちろん、時代相や慣習を示すものとして注目される。

②文化財の説明

本件は、江戸中期から生産され、やがて全国に流通していった岐阜提灯に関する製作用具と製品を収集したものである。岐阜提灯は岐阜市の特産品で、極細の竹ひごに美濃和紙等の薄紙を貼り、上品な絵柄や模様を施した提灯として、全国的にもよく知られているところである。

用具類としては、摺込み、張り、道具付けといった火袋本体の製作に関するもののほか、輪作り、盛上げ、塗りといった部分品製作に関する用具が収集されており、すべての作業工程が理解できる。また、製品では、御所型提灯、大内行灯、変形提灯など全種が収集されており、完成品の比較も可能である。なかでも、提灯の木型には紀年銘のある場合が多いことから形状年代が判じられ、見本帳などからは絵柄の意匠や志向性などが読み取れる。

3. 美濃の陶磁器生産用具及び製品

- (1) 所有者 瑞浪市（瑞浪市陶磁資料館保管）
- (2) 所有者の住所 岐阜県瑞浪市
- (3) 員数 3,833点（生産用具 2,983点，製品 850点）
- (4) 文化財の概要

①文化財の特色

本件は、我が国有数の良質な粘土の産地である東濃地域における陶磁器の生産用具とその製品の収集である。

各工程の用具をほぼ網羅しているほか、半製品や多種多様な製品も取り揃えており、江戸期より日常の生活雑器を生産してきたこの地域の生業の実態をよく示している。

また、明治期以降に大量生産のために考案された生産用具もみられるほか、地区ごとの製品の住み分けの様相もわかるなど、この地域の陶磁器生産の特色もよく示しており、我が国の陶磁器生産の特色や変遷を理解する上で注目される。

②文化財の説明

本件は、岐阜県南東部の東濃地域で作られてきた陶磁器の生産用具とその製品を広域的に収集・整理したものである。

良質な粘土に恵まれた東濃地域は、平安期にはすでに陶器が作られていた。江戸期に美濃物と呼ぶ生活雑器を主に生産するようになると、江戸後期には磁器も作られるようになった。明治期には輸出用の洋食器も大量生産され、地区ごとに特定の製品を生産して経費削減を実現させ、今日まで我が国の生活雑器の主産地となっている。

生産用具は、粘土を採取する採土用具から製土、成形、乾燥、絵付、施釉、焼成、販売までの用具がほぼ網羅されている。特に絵付用具のドウバンは大量生産のため明治期にこの地域で考案されたもので、焼成の際に器を保護するエンゴロとともに美濃焼の特色ある生産用具の一つである。

製品は、地区ごとに生産された各種の陶器、磁器などのほか、生産工程がわかる半製品も含まれている。

4. 志摩半島の生産用具及び関連資料

- (1) 所有者 志摩市（志摩市歴史民俗資料館・迫塩収蔵庫保管）
- (2) 所有者の住所 三重県志摩市
- (3) 員数 3, 828点（生産用具 3, 701点, 関連資料 127点）
- (4) 文化財の概要

①文化財の特色

本件は、志摩半島で用いられた漁撈用具や農耕用具、諸職用具などを広域的に収集したもので、半島の生産活動を伝える資料群となっている。漁撈や農耕などの生業関連の用具について、半島全域を広く対象とし、一つの資料群として分類、整理した、希少な収集といえる。特に漁撈用具が充実しており、真珠養殖などこの地域の産業の特色も示す内容となっている。周囲を海に囲まれ、半島部の多い我が国の生業の変遷や地域差を考える上で注目される。

②文化財の説明

本件は、三重県中東部に位置する志摩半島において、漁撈や農耕などの生業に使用された用具と船大工や鍛冶屋などの諸職の用具を広域的に収集したものである。志摩半島では、リアス式海岸が発達した内海では、網漁や真珠、海苔、カキなどの養殖が、黒潮の影響下にある表海では、カツオの一本釣り漁や海女漁などが主に行われてきた。また、内陸部では、稲作や畑作、養蚕も盛んに行われており、船大工や桶屋、鍛冶屋、石工などの職人たちも数多く活動していた。本件は、これらの伝統的な生産活動に用いられた各種の用具から構成されている。また、昭和58年まで賢島にあり、日本の真珠養殖の発展に寄与した旧国立真珠研究所の資料も含まれている。

5. 丹後半島の漁撈用具

- (1) 所有者 京都府（京都府立丹後郷土資料館保管）
(2) 所有者の住所 京都府京都市
(3) 員数 888点
(4) 文化財の概要

①文化財の特色

本件は、京都府の丹後半島沿岸部で使用されてきた漁撈に関する用具類を収集したものである。日本海に面した半島部で盛んな磯漁や内湾部で顕著な定置網漁をはじめとする各種の漁法に関する用具だけでなく、それらを加工・販売するための用具、あるいは漁に用いた船や船大工の道具など、幅広く収集されており貴重である。これらは、丹後地方の伝統的な漁撈の様相をよく示すものとなっており、我が国の日本海沿岸における漁撈の地域的特色や変遷を知る上で注目される。

②文化財の説明

本件は、丹後地方の沿岸部で行われてきた漁撈に関する用具類を収集したものである。沿岸部を地形的に大別すると、西部の日本海に突き出た半島部と東部のリアス式海岸の内湾部とに分けられるが、漁業の特徴としては、前者では荒磯の岩礁を漁場とする磯漁が、後者では沈降海岸が形成した漁場をめぐる定置網漁が顕著である。特に、内湾部では暖流の分流が湾内を還流していることから、ブリをはじめとする多くの回遊魚がもたらされている。

丹後半島の漁撈用具は、こうした自然環境を背景とした、磯漁用具・網漁用具・釣漁用具・陥穿漁用具など、漁撈に直接用いた用具に加え、それらを製作修理する用具、獲れた魚を加工販売する用具、漁船及び船大工用具などからなる。特に、トモブト、マルコと称する木造の漁船は、刳舟（丸木舟）の製作技術からの発展形態とされるオモキ造りによるもので、日本海側に特有な造船技術の在り方や地域性をよく伝えている。

6. ^{さぬきろくじょう} 讚岐六条 ^{すいしゃ} の水車 ^{かんれんようぐ} 及び関連用具

- (1) 所有者 平田恵美（高原水車友の会保管）
- (2) 所有者の住所 神奈川県鎌倉市
- (3) 員数 1件，348点
- (4) 文化財の概要

①文化財の特色

我が国の水車には動力用と揚水用の2種あり，讚岐平野では製粉・精米等を行う動力用水車が比較的多く，明治期以降，製粉・精米から製麺までを行ってきた。

本件は，こうした讚岐平野に数多くみられた水車の典型例で，渇水という気候条件に対応した用具やうどんを打つ用具など地域的特色の豊かな用具も含まれており，我が国の水車習俗や粉食文化を理解する上で注目される。

また，讚岐平野の水車は戦後急速に衰滅し，今日水車とその関連用具を一体的に整理・保管するのは本件のみであり，希少な事例でもある。

②文化財の説明

本件は，香川県の讚岐平野で製粉や精米等を行ってきた水車とその関連用具を整理したものである。

この水車は，高松市南東部の六条町ろくじょうちやうに立地し，もとは高松藩ごやうすいしゃの御用水車であったと伝えられるもので，明治期以降は周辺の村の製粉や精米等を引き受けてきた。

水車は，隣接する用水から取り入れた水を石積みの水路で水車小屋まで導水し，小屋内部みずわで水輪を駆動した後，石積みの水路を経て下流の河川に排水する一連の施設である。地面を掘り下げて設置した胸掛けむねか型式の水輪を回転させることで，石臼による製粉を行うだけでなく，回転式ふるいの篩による粉類の選別，木製昇降機による粉類の運搬なども連動して行う。

関連用具には，製麺機などの機械類，水車の予備部品，水車を整備・清掃する用具，経営に関する帳簿類などがあり，中でも渇水時に水車の代わりに用いられた製粉機や精米機などの機械類や，うどんを打つ用具類はこの地域の水車経営の特色をよく示している。

【記録作成等の措置を講ずべき

無形の民俗文化財の選択】

1. 六合入山のネドフミとスゲ細工の技術

- (1) 文化財の所在地 群馬県吾妻郡中之条町
- (2) 保護団体 ねどふみの里保存会
- (3) 公開期日 4月～12月
- (4) 文化財の概要

①文化財の特色

身近な植物を用いて生活用具を製作することは日本の各地にみられるが、本件は、稲作が不向きで藁の入手が困難であった山村に伝承されてきた用材の調整から用具製作までの一連の技術として注目される。特にネドフミは、自然の温泉を巧みに利用した民俗技術として全国的にも類例がなく、地域的特色が顕著である。我が国の山間地域における植物利用と生活用具製作の技術を理解する上で貴重である。

②文化財の説明

本件は、群馬県吾妻郡中之条町の入山地区に伝承される植物原材料の調整技術とそれを素材とした生活用具の製作技術である。この地域には、ネドフミと呼ばれ、河川に自噴するアルカリ性の温泉にスゲなどの植物を一定期間漬け、繊維を適度な軟らかさに整える技術が伝えられてきた。地区の共有泉のある河原で、川床を掘り下げ、石で囲って湯溜りをつくり、その中に材料となるスゲなどを沈め、十日から二週間ほど漬け込む。その後、天日で乾燥させる。こうして整えた材料を用いて、冬のあいだ、日常生活に使う各種の用具が作られてきた。現在は、ねどふみの里と称する伝承施設を活動の拠点とし、厳冬期を除いて、コンコンゾウリとムシロを中心にスゲ細工が伝承されている。

2. いびがわ やなか ぎじゅつ 揖斐川の築掛け技術

- (1) 文化財の所在地 岐阜県揖斐郡揖斐川町
- (2) 保護団体 揖斐川町築掛け保存会
- (3) 公開期日 7月頃
- (4) 文化財の概要

①文化財の特色

本件は、鮎^{あゆ}などの川魚を捕らえる築を設営する技術である。

我が国の築は、川を上る魚を対象とするものと川を下る魚を対象とするものがあり、本件は後者に該当し、江戸期よりこの地域で設営されてきたものである。

イノコという独特の構造物を基礎とするなど地域的特色が顕著な上、職人が長年の経験に基づいた技術により、その年の川の状況に応じた形状や大きさの築を巧みに設営しており、我が国の川漁の在り方を考える上で注目される。

現在各地に設営されている築は、基礎部分を常設としたり、大型重機を用いたりする場合も少なくない。それに対して本件は、江戸期以来の伝統的な設営技術を受け継ぐ希少な事例でもある。

②文化財の説明

本件は、岐阜県西部を流れる揖斐川にみられる、鮎などの川魚を捕らえる築を設営する技術である。

築は、川の一部を堰き止めて導入した水を竹の簾^すに落とし、簾の上に打ち上げられた魚を捕らえる定置式の漁撈^{ぎょうろう}施設で、揖斐川では産卵のため川を下る落ち鮎を主な対象とする。

この地域では、築を設営することを「築を掛ける」といい、江戸期には既にみられ、現在も毎年7月頃に掛けられている。

築は、川の水を引き込んでくるタテ、引き込んだ水をミズタタキに導くソデ、簾を敷いて魚を捕らえるミズタタキの三つの堰^{せき}から構成され、いずれも丸太と真竹を縦割りしたひごを三角すい状に組んだイノコと呼ばれる巨大な籠を川底に並べ、これに川石や柳の枝^えを詰めて水を堰き止める形を基本とする。

設営工程は、必要数のイノコを製作した後、ミズタタキ、ソデ、タテの順に堰を製作し、最後にミズタタキに簾を張る。

築は、8月から10月半ばまで稼働し、漁期が終わるとすべて解体される。

3. 弘法寺踰供養

- (1) 文化財の所在地 岡山県瀬戸内市
(2) 保護団体 弘法寺踰供養保存会
(3) 公開期日 5月5日
(4) 文化財の概要

①文化財の特色

本件は、岡山県瀬戸内市牛窓町の千手山弘法寺に長く伝承されるもので、中将姫の木像を六菩薩が捧持し阿弥陀如来の待つ浄土へ導く練供養であり、阿弥陀仏の胎内に人が入り、実際に動いて往生者を迎える「迎え仏」が登場することが特徴である。同種の練供養の中でも地域的特色が顕著であり、芸能の変遷の過程を示している貴重である。

②文化財の説明

本件は、岡山県瀬戸内市の千手山弘法寺で長く行われている練供養である。面をかぶり装束を着けて地藏菩薩・観音菩薩などに扮した人々が、娑婆の往生者（中将姫）を迎え、阿弥陀如来の待つ極楽浄土に連れ帰る様子を厳かに演じるものである。特に本尊の阿弥陀如来の仏像をかぶって、表で実際に往生者を出迎える「迎え仏」のさまを演じる点で、歴史的に古い練供養の様子をうかがわせるものとして注目されている。

全国にある同種の「練供養」や「来迎会」の中でも、本尊の阿弥陀如来が実際に動いて登場する迎え仏の形式を残しているのは本件のみであり、芸能の変遷の過程や地域的特色を示している。

4. 小倉祇園太鼓

- (1) 文化財の所在地 福岡県北九州市
(2) 保護団体 小倉祇園太鼓保存振興会
(3) 公開期日 7月第3土曜日前後3日間
(4) 文化財の概要

①文化財の特色

本件は、小倉の旧城下町を中心として行われているぎおんさいれい祇園祭礼において演じられる太鼓芸である。江戸初期に始まった祇園祭礼が歴史の変遷の中で太鼓芸を中心としたものに発展したという点で、全国的にも珍しい事例であり、芸能の変遷の過程を示している貴重である。

②文化財の説明

本件は、小倉の旧城下町を中心として行われている祇園祭礼において演じられる太鼓芸である。

近世に始まった祇園祭礼は、しんこう神幸行列に城下の各町内から趣向を凝らしただし山車、おどくるま踊車、かさぼこ傘鉾、踊り子などが従うぎょうれつふりゅう行列風流であったが、幕末の小倉藩と長州藩の戦いの影響で太鼓芸中心のものへと展開したもので、明治以降は太鼓中心の太鼓祇園として定着した。小倉祇園太鼓は、すり鉦がねの基本リズムと太鼓の両面打ちによる独特の演奏で、全国的にも珍しいものとして評価されており、伝統に立脚した格式ある太鼓芸として、いわゆる創作和太鼓とは一線を画するものである。

本件は、歴史の変遷の中で太鼓芸を中心としたものに発展したという点で、全国的にも珍しい事例であり、また、民俗芸能としての太鼓芸として重要なものと評価されており、芸能の変遷の過程や地域的特色を示している。

5. ながす はつぼんぎょうじ 長洲の初盆行事

- (1) 文化財の所在地 大分県宇佐市
- (2) 保護団体 長洲地区区長会
- (3) 公開期日 8月13日～15日
- (4) 文化財の概要

①文化財の特色

本件は、初盆を迎える家が豪華絢爛な燈籠を飾って新仏を供養し、盆の最後に墓地でこれを燃やして送り出す行事である。

我が国の盆行事には、初盆を迎える家が特別な燈籠を飾って新仏を供養する行事が全国的にみられる。本件もそうした燈籠を飾る初盆行事の一つで、他地域では見られないほど豪華絢爛かつ巨大な燈籠を飾る点で地域的特色が極めて顕著であり、我が国の初盆行事の地域的展開を考える上で注目される。

②文化財の概要

本件は、宇佐市北部の長洲地区で、初盆を迎える家が豪華絢爛な燈籠を飾って新仏を供養し、盆の最後に墓地でこれを燃やして送り出す行事である。

初盆を迎える家は8月12日夜までに墓参りを済ませると、翌13日に仏間などに豪華絢爛かつ巨大な燈籠を飾る。この燈籠は、据え燈籠、御殿燈籠などと呼ばれる。

据え燈籠は、新仏の住処とされ、紙と木を主材料とした寺社風の建物を中心に、背後に山や滝、左右に松や梅などを配す。

13日から15日午前まで親類縁者は、初盆を迎える家を訪れて素麺などを供えて供養する。

そして、15日昼を過ぎると、再び親類縁者が初盆を迎える家に参集し、据え燈籠を担いで墓地まで運び解体して燃やす。

なお、据え燈籠の脇に西方丸と呼ばれる小型の木製の船を飾ることもあり、これも15日昼過ぎに据え燈籠とともに墓地まで運ばれ、供物を載せて墓地に隣接した海に流される。

Ⅱ 参考

○重要有形民俗文化財の指定件数

	現在の件数	今回の答申件数	指定後の件数
		新規指定	
重要有形民俗文化財	216件	1件	217件

○重要無形民俗文化財の指定件数

	現在の件数	今回の答申件数	指定後の件数
		新規指定	
重要無形民俗文化財	290件	6件	296件

○登録有形民俗文化財の登録件数

	現在の件数	今回の答申件数	登録後の件数
		新規登録	
登録有形民俗文化財	36件	6件	42件

○記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択件数

	現在の件数	今回の答申件数	選択後の件数
		新規選択	
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	618件	5件	623件